を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第二項、第九十三条第二項、第百七十一条第二項及び別添百十三３・１・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項、第九十三条第二項、第百七十一条第二項及び別添百十三３・１・の規定に適合するものであればよい。

28　平成三十年十月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のもの（平成二十七年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十七年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第二項、第九十三条第二項、第百七十一条第二項及び別添百十三３・１・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項、第九十三条第二項、第百七十一条第二項及び別添百十三３・１・の規定に適合するものであればよい。

29　平成三十年一月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する車両総重量が十三トンを超える牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって、車両総重量が三・五トンを超え二十トン以下のもの（平成二十八年二月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十八年一月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第二項、第九十三条第二項、第百七十一条第二項及び別添百十三３・１・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項、第九十三条第二項、第百七十一条第二項及び別添百十三３・１・の規定に適合するものであればよい。

30　平成二十九年一月三十一日（軽自動車にあっては平成三十年一月三十一日）以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が三・五トン以下のもの（平成二十七年九月一日（軽自動車にあっては平成二十八年二月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十七年八月三十一日（軽自動車にあっては平成二十八年一月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第二項、第九十三条第二項及び第百七十一条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項、第九十三条第二項及び第百七十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

31　平成三十年八月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）であって車両総重量が十三トンを超えるもの（平成二十六年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第二項、第九十三条第二項、第百七十一条第二項及び別添百十三３・１・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項、第九十三条第二項、第百七十一条第二項及び別添百十三３・１・の規定に適合するものであればよい。

32　平成二十九年一月三十一日以前に製作された被牽引自動車（最高速度25キロメートル毎時以下の自動車に牽引されるもの、平成二十七年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定めるものを除く。）については、細目告示第十五条第六項、第九十三条第六項及び第百七十一条第六項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第六項、第九十三条第六項及び第百七十一条第六項の規定に適合するものであればよい。

33　貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のもの（平成二十八年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車に限る。）については、協定規則第十三号の技術的な要件（同規則第十一改訂版補足第九改訂版の規則５・２・１・32・に限る。）は、適用しない。ただし、当該自動車（第二十八項の適用を受けるものを除く。）が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備えるものである場合にあっては、当該装置は、協定規則第十三号の技術的な要件（同規則第十一改訂版補足第九改訂版附則21に限る。）に適合するものでなければならない。

34　次の自動車については、当分の間、協定規則第十三号の技術的な要件（同規則第十一改訂版補足第九改訂版の規則５・２・１・32・に限る。）（細目告示第十五条第二項第二号イ及び第九十三条第二項第二号イの適用を受けるものにあっては細目告示第十五条第二項第二号イ後段及び第九十三条第二項第二号イ後段（走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置に係る部分に限る。）、細目告示第十五条第二項第二号ロ及び第九十三条第二項第二号ロの適用を受けるものにあっては別添十二３・２・24・）は、適用しない。ただし、当該自動車（第二十四項、第二十五項、第二十九項及び第三十項の適用を受けるものを除く。）が走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、当該装置は、協定規則第十三号の技術的な要件（同規則第十一改訂版補足第九改訂版附則21（細目告示第十五条第二項第二号ロ及び第九十三条第二項第二号ロの適用を受けるものにあっては別添十二別紙８Ａ・）に限る。）に適合するものでなければならない。

一　専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（被牽引自動車以外の自動車であって立席を有するものに限る。）であって、車両総重量が十二トンを超えるもの

二　専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（被牽引自動車を除く。）であって、車両総重量が五トンを超え十二トン以下のもの

三　貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する車両総重量が十三トンを超える牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって、車両総重量が二十トン以下のもの

4　平成二十九年一月三十一日以前に製作された自動車（平成二十七年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十七年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十六条、第九十四条及び第